

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 16 号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）				別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
盛岡教育事務所	[略]			盛岡教育事務所	[略]		
	姫神小学校	盛岡市玉山区馬場	[略]		柏台小学校	八幡平市柏台	[略]
	柏台小学校	八幡平市柏台					
	[略]	[略]					
花巻教育事務所	田瀬小学校	花巻市東和町田瀬	2 級	花巻教育事務所	大出小学校	遠野市附馬牛町	3 級
	笹間第二小学校	花巻市横志田	[略]		田瀬小学校	花巻市東和町田瀬	2 級
					笹間第二小学校	花巻市横志田	[略]
				附馬牛小学校	遠野市附馬牛町		
				小友小学校	遠野市小友町		
[略]				[略]			
水沢教育事務所	[略]	[略]	[略]	奥州教育事務所	[略]	[略]	[略]
	梁川小学校	奥州市江刺区梁川			梁川小学校	奥州市江刺区梁川	[略]
	北股小学校	奥州市衣川区小田					
	南股小学校	奥州市衣川区沼野					
一関教育事務所	本寺小学校	一関市巖美町	[略]	一関教育事務所	本寺小学校	一関市巖美町	[略]
千厩教育事務所	京津畑小学校	一関市大東町中川	2 級	津谷川小学校	一関市室根町津谷川	[略]	
	丑石小学校	一関市大東町鳥海	1 級				
	津谷川小学校	一関市室根町津谷川					
大船渡教育事務所	[略]			大船渡教育事務所	[略]		
遠野教育事務所	大出小学校	遠野市附馬牛町	3 級	小友小学校	遠野市小友町	[略]	
	附馬牛小学校	遠野市附馬牛町	1 級				
	小友小学校	遠野市小友町					
[略]				[略]			

二戸教育事務所	<u>字別小学校</u>		<u>2級</u>
	[略]	[略]	[略]
	平糠小学校 <u>摺糠小学校</u>	二戸郡一戸町平糠 <u>二戸郡一戸町中山</u>	
	奥中山小学校 [略]	二戸郡一戸町奥中山 [略]	

中学校

所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]			
花巻教育事務所	田瀬中学校	花巻市東和町田瀬	2級
[略]			
水沢教育事務所	[略]		
[略]			
大船渡教育事務所	[略]		
遠野教育事務所	<u>大出中学校</u>	<u>遠野市附馬牛町</u>	<u>3級</u>
	<u>附馬牛中学校</u>	<u>遠野市附馬牛町</u>	
	<u>小友中学校</u>	<u>遠野市小友町</u>	<u>1級</u>
[略]			

共同調理場

[略]

別表第2（第2条関係）

小学校

所管教育事務所	学校	所在地
[略]		
花巻教育事務所	[略] 内川目小学校	[略] 花巻市大迫町内川目
[略]		
水沢教育事務所	[略] 西小学校 <u>二ツ森小学校</u>	[略] 胆沢郡金ヶ崎町西根 <u>胆沢郡金ヶ崎町六原</u>

二戸教育事務所	[略]	[略]	[略]
	平糠小学校	二戸郡一戸町平糠	
	奥中山小学校	二戸郡一戸町奥中山	
	[略]	[略]	

中学校

所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]			
花巻教育事務所	<u>大出中学校</u>	<u>遠野市附馬牛町</u>	<u>3級</u>
	田瀬中学校	花巻市東和町田瀬	2級
	<u>附馬牛中学校</u>	<u>遠野市附馬牛町</u>	
	<u>小友中学校</u>	<u>遠野市小友町</u>	<u>1級</u>
[略]			
奥州教育事務所	[略]		
[略]			
大船渡教育事務所	[略]		
[略]			

共同調理場

[略]

別表第2（第2条関係）

小学校

所管教育事務所	学校	所在地
[略]		
花巻教育事務所	[略] 内川目小学校 <u>達曽部小学校</u>	[略] 花巻市大迫町内川目 <u>遠野市宮守町達曽部</u>
[略]		
奥州教育事務所	[略] 西小学校	[略] 胆沢郡金ヶ崎町西根

一関教育事務所	[略] 永井小学校	[略] 一関市花泉町永井
千厩教育事務所	<u>内野小学校</u> <u>中川小学校</u> <u>大籠小学校</u>	<u>一関市大東町大原</u> <u>一関市大東町中川</u> <u>東磐井郡藤沢町大籠</u>
遠野教育事務所	<u>達曽部小学校</u>	<u>遠野市宮守町達曽部</u>
[略]		

中学校

[略]

共同調理場

[略]

別表第3（第2条関係）

小学校

所管教育事務所	学校	所在地
千厩教育事務所	[略]	
[略]		

中学校

所管教育事務所	学校	所在地
千厩教育事務所	[略]	
[略]		

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地
千厩教育事務所	[略]	
[略]		

一関教育事務所	[略] 永井小学校 <u>内野小学校</u> <u>大籠小学校</u>	[略] 一関市花泉町永井 <u>一関市大東町大原</u> <u>東磐井郡藤沢町大籠</u>
[略]		

中学校

[略]

共同調理場

[略]

別表第3（第2条関係）

小学校

所管教育事務所	学校	所在地
一関教育事務所	[略]	
[略]		

中学校

所管教育事務所	学校	所在地
一関教育事務所	[略]	
[略]		

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地
一関教育事務所	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。